

2020年2月7日
一般社団法人 電子情報技術産業協会
ソリューションサービス事業委員会
WG1（改正民法対応）対応タスクフォース

「2020年民法改正を踏まえたモデル契約の整理について」

一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）は、「改正民法施行後の契約における売買・請負の担保責任のあり方について」（2018年5月22日）の意見表明を行い、2008年に公表したソフトウェア開発モデル契約書（以下、「JEITA モデル契約 2008」）を以下の視点で見直し、2019年3月31日に「2020年版のソフトウェア開発モデル契約及び解説」（以下、「JEITA モデル契約 2020」）を公表しました。

<視点>

- ・2020年4月1日施行の「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号、以下「改正民法」）対応
- ・「改正民法」の契約不適合責任期間長期化による「対応コスト（人件費・賠償リスク費等）増」の回避
- ・「JEITA モデル契約 2008」公表から約10年を経る中で情報システムの取引条件に必要なあるいは規定することが望ましい事項（判例等）の反映

一方、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）においては、経済産業省（METI）の依頼を受け、2007年にMETIが公開した「情報システム・モデル取引・契約書<第一版>」（以下、「METI モデル契約 2007」）の見直し検討が行われ、今般「改正民法」に直接関係する論点を見直した「情報システム・モデル取引・契約書<民法改正を踏まえた、見直し整理反映版>」（以下、「METI・IPA モデル契約 2020」）が2019年12月24日に公開されました。JEITAでは、「METI・IPA モデル契約 2020」策定に際し、WG1（改正民法対応）対応タスクフォースから検討委員を選出し、協力してまいりました。

今回の公開を受け、タスクフォースにて「JEITA モデル契約 2020」へのフィードバックを検討しましたが、「改正民法」に直接関係する論点のみの見直しであったことに加え、主要な論点である契約不適合責任期間については、「JEITA モデル契約 2020」と同様に対応されていることが確認できましたので、「JEITA モデル契約 2020」の内容の変更は、特段必要ないとの判断に至りましたことをここに表明いたします。

なお、モデル契約書は、表1. に掲載の各契約書をご活用願います。

以上

表1. モデル契約書解説等 URL 一覧

「METI・IPA モデル契約 2020」 (2019/12/24)	https://www.ipa.go.jp/ike/reports/20191224.html
「JEITA モデル契約 2020」(2019/3/31)	https://home.jeita.or.jp/cgi-bin/page/detail.cgi?n=1124&ca=1
「JEITA 意見表明」(2018/5/22)	https://home.jeita.or.jp/press_file/20180522145857_vEeYg2SkQP.pdf
「METI モデル契約 2007」	https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#05
「JEITA モデル契約 2008」	https://home.jeita.or.jp/cgi-bin/page/detail.cgi?n=1136&ca=1